(c)　その他の資金源（公私を問わない。）からの資金であって、機関がその会計に関する規則に従って受領することのできるもの

(d)　その他理事会が承認する資金源

3　基金の資金は、1に定める目的のための準備事業及び事業であって、第二十四条及び第二十五条の規定に従って承認されたものに対してのみ、理事会が配分する。

4　理事会は、基金の資金の配分に当たって、次の事項を考慮して、基金の使途に関する基準及び優先順位を定める。

(a)　熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための支援に関する加盟国のニーズ

(b)　木材生産林に関する重要な保全計画を定め、及び運営するための加盟国のニーズ

(c)　持続可能な森林経営の計画を実施するための加盟国のニーズ

5　事務局長は、第二十五条の規定に従って事業に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、理事会によって承認された事業のための十分かつ確実な資金調達に努める。

6　加盟国は、基金が基金の目的を達成するために十分な水準に補充されるよう努める。

7　理事会は、基金のために利用し得る資金が十分であるか否かについて定期的に検討するものとし、基金の目的を達成するために加盟生産国が必要としている追加的な資金を得るよう努める。

第二十二条　支払の形式

1　第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対する分担金及び拠出金は、自由交換可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

2　理事会は、また、承認された事業における必要性を満たすため、第十八条の規定に基づいて置かれる勘定（運営勘定を除く。）に対する拠出であって拠出金以外の形態のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む。）を受け入れることを決定することができる。

第二十三条　会計の検査及び公表

1　理事会は、機関の会計検査のため、独立の会計検査専門家を指名する。

2　1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った第十八条の規定に基づいて置かれる勘定の決算書は、各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が入手することができるようにするものとし、適当な場合には、理事会が、その後開催される最初の会合において承認のため検討する。会計検査を行った決算書及び貸借対照表の概要は、その後に公表する。

第七章　機関の活動

第二十四条　機関の政策活動

1　機関は、第一条に定める目的を達成するため、政策活動及び事業活動を相互に調和させるような方法で実施する。

2　機関の政策活動は、この協定の目的を広く加盟国全体のために達成することに寄与すべきである。

3　理事会は、政策活動の指針とし、並びに第二十条4に規定する優先順位及び課題別計画を特定するため、定期的に行動計画を策定する。行動計画において特定された優先順位は、理事会によって承認される活動計画に反映する。政策活動には、指針、手引、研究、報告並びに基本的な通信及び広報の手段の開発及び準備並びに機関の行動計画において特定された類似の活動を含むことができる。

第二十五条　機関の事業活動

1　加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び前条の規定に従って理事会によって承認される行動計画において特定された一又は二以上の活動の優先分野又は課題別計画に寄与する準備事業及び事業に関する提案を提出することができる。

2　理事会は、特に、この協定の目的との関連性、活動の優先分野又は課題別計画との関連性、環境及び社会に及ぼす影響、国の森林に関する計画及び戦略との関係、費用対効果、技術的及び地域的なニーズ、努力の重複を避ける必要性並びに得られた教訓を取り入れる必要性を考慮して、事業及び準備事業の承認の基準を定める。

3　理事会は、機関による資金供与を必要とする準備事業及び事業の提案、審査、承認及び優先順位の決定のため並びにこれらの実施、監視及び評価のための日程及び手続を定める。

4　事務局長は、準備事業若しくは事業に対する機関の資金が事業計画書に従って使用されていない場合又はこのような資金について不正、浪費、怠慢若しくは不適切な管理がある場合には、当該資金の支払を停止することができる。事務局長は、理事会による検討のために、その後開催される最初の理事会の会合において報告を提出する。理事会は、適当な措置をとる。

5　理事会は、合意された基準に従い、加盟国又は事務局長がいずれかの事業周期において提案することのできる事業及び準備事業の数についての制限を設けることができる。また、理事会は、事務局長による報告の後、準備事業又は事業に対する支援の停止又は終了を含む適当な措置をとることができる。

第二十六条　委員会及び補助機関

1　この協定により、機関の委員会として次のものを設置する。委員会は、すべての加盟国に開放される。

(a)　林産業に関する委員会

(b)　経済、統計及び市場に関する委員会

(c)　造林及び森林経営に関する委員会

(d)　財政及び運営に関する委員会

2　理事会は、適当な場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、委員会及び補助機関を設置し、又は解散することができる。

3　理事会は、委員会及び補助機関の任務及び活動範囲を決定する。委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会の権限の下で活動する。

第八章　統計、研究及び情報

第二十七条　統計、研究及び情報

1　理事会は、最新の信頼し得る資料及び情報（熱帯木材の生産及び貿易、傾向並びに資料の不一致に関するもの等）並びに非熱帯木材及び木材生産林の経営についての関連情報の入手に資するため、事務局長に対し、関連する政府間機関、政府機関及び非政府機関と緊密な関係を確立し、及び維持する権限を与える。機関は、この協定の実施に必要と認める場合には、これらの機関と協力して、このような情報を収集し、取りまとめ、分析し、及び公表する。

2　機関は、資料の収集における他の機関との重複を回避しつつ、森林に関する事項についての国際的な報告の様式を標準化し、及び調和させるための努力に寄与する。

3　加盟国は、木材、木材貿易及び木材生産林の持続可能な経営を達成することを目的とする活動に関する統計及び情報並びに理事会が要請するその他の関連情報を、事務局長が定める期間内に、自国の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで提供する。理事会は、この3の規定に従って提供される情報の種類及び提出される報告の様式を決定する。

4　理事会は、要請に応じて又は必要な場合には、この協定に基づく統計及び報告に関する義務を履行するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。

5　加盟国が、二年連続して3の規定に従って必要とされる統計及び情報を提供せず、かつ、事務局長に対し支援を要請しない場合には、事務局長は、まず、当該加盟国に対し、一定の期間内に説明を行うよう要請する。十分な説明が得られない場合には、理事会は、適当と認める措置をとる。

6　理事会は、国際木材市場の動向、国際木材市場の短期及び長期の問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進捗（ちょく）状況について関連する研究が行われるよう措置をとる。